

こころとからだの健全な育成

子どもたちが生涯を通じて心身ともに充実した生活を送るためには、自己肯定感や粘り強く最後までやり遂げようとする強い気持ち、他者を思いやり協働する心とともに、生きる基盤となる健康・体力を兼ね備える必要があります。

集団的・協働的な学びの中で、人権意識の向上と行動力の育成、考え議論する道徳教育を通して、よりよく生きるための豊かな人間性を育みます。また、生涯にわたり運動好きの子どもを育てるとともに、基本的な生活習慣と規範意識の修得を図ります。

Ⅱ こころとからだの健全な育成

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標2-①〉

1 人権教育の充実

子どもが人権問題を自らの問題として自覚し、生活の中にある課題を解決していく行動力の育成が必要である。

教職員は、学校・園のあり方を常に人権尊重の視点で見えていくと同時に、地域や子どもの実態に基づいた人権教育推進計画や人権教育カリキュラムの見直しを図ることで、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる子どもを育成する。

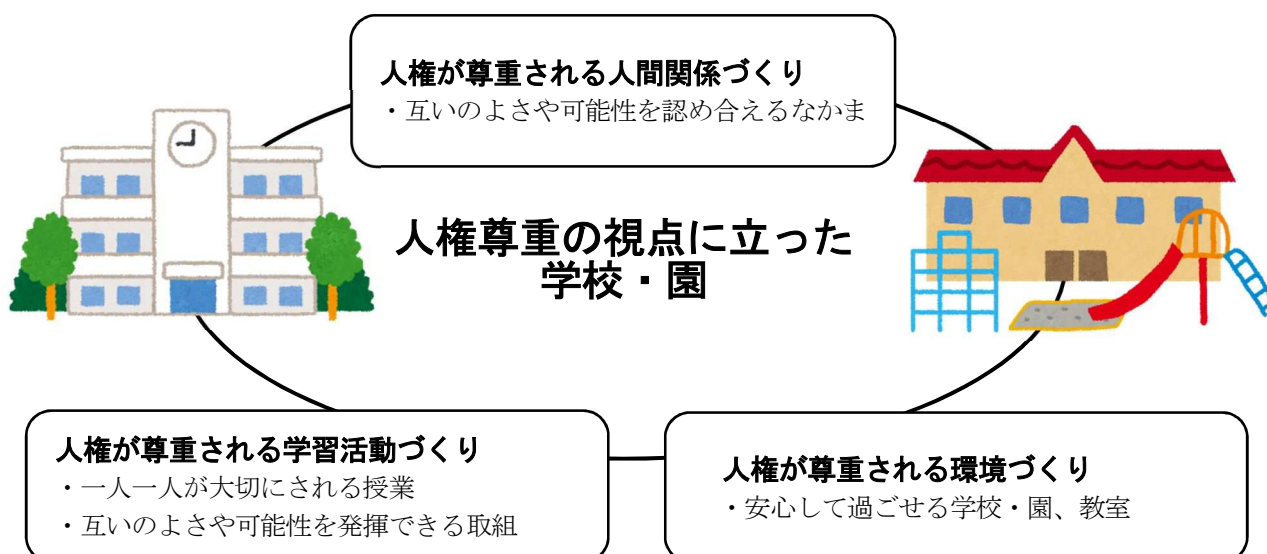
(1) 学校・園において人権教育を充実させる4つの観点

学校・園においては、子どもや保護者・地域の実態を十分に把握し、以下の4つの観点に留意しながら人権教育を充実させることが重要である。

人権のための教育（教育の目的）	…人権を守り育てる社会や個人を育成すること →人権文化の創造・実践行動・社会的スキルの獲得等
人権としての教育（教育の機会）	…教育を受ける権利を保障すること →進路保障・学習権の保障・基礎学力定着等
人権を通じての教育（教育の環境）	…学習過程そのものも人権が守られた状態で展開されること →なかまづくり・自己開示・安全安心等
人権についての教育（教育の内容）	…人権について教えること →個別の人権課題・体験活動・指導方法の工夫等

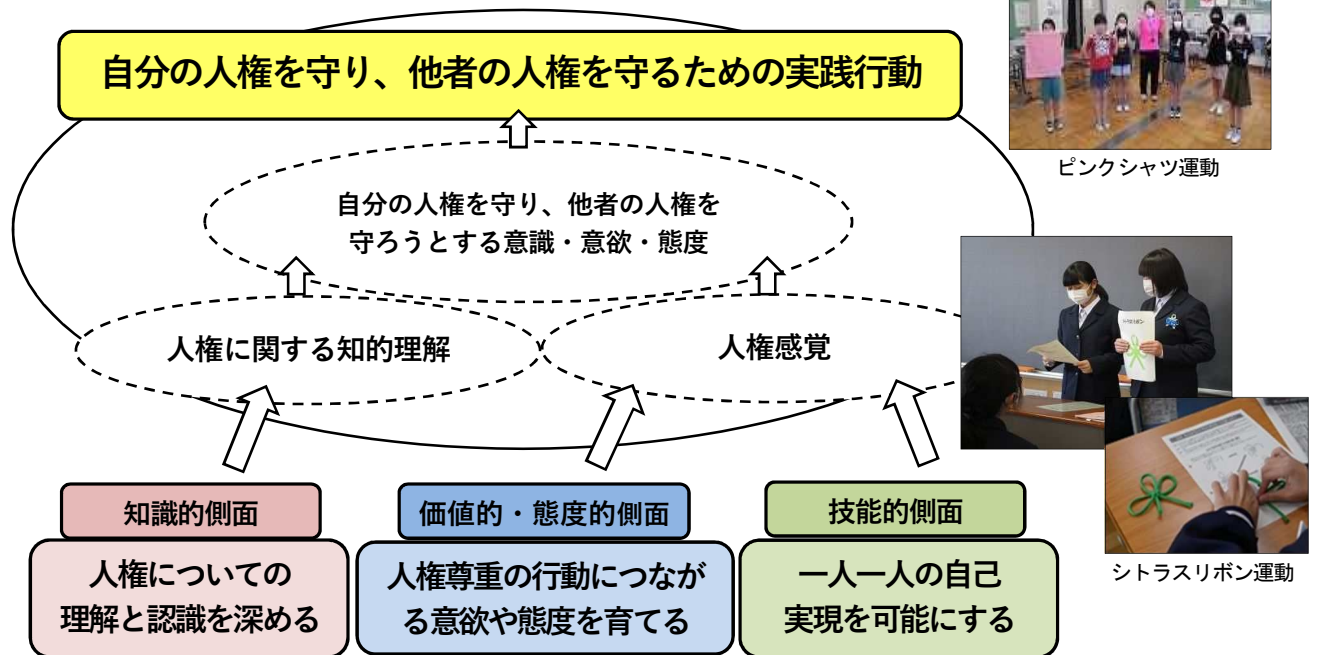
(2) 人権尊重の視点に立った学校・園づくり（目指す学校・園の姿）

人権尊重の視点に立った学校・園を実現・維持するためには、すべての教職員の意識的な参画によって、環境整備や学習活動の展開に取り組むことが大切である。また、こうした基盤の上に子ども同士の望ましい人間関係を形成し、教育活動全体を通じて、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動力の育成が求められる。



(3) 人権教育を通じて育てたい資質・能力（目指す子どもの姿）

自分や他者の人権を守るための実践行動へと連なるためには、3つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を、基盤として発展させることが必要である。



○ 人権についての理解と認識を深める（知識的側面）

自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりするうえで必要な知識や、人が生きていくうえで必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず人権尊重の視点で公平に考えるための知識を身に付けることが大切である。例えば、自由・平等・権利・義務・自尊感情などの概念への理解や、人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状、憲法や関係する法律や条例^(※1)及び国際条約等について知ることが必要である。

○ 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる（価値的・態度的側面）

人権問題を解決するための実践行動は、人権に関する知的理解と人権感覚が結びつくことによって可能となる。人権感覚を高めるためには、人間の生命や尊厳を尊重することや、人の痛みや思いを想像したり、他者や他文化の多様性を共感的に感受したりすること、また、課題解決に積極的に貢献しようとすることや、互いを認め協力を大切にすること等の意欲・態度を育成することが重要である。

○ 一人一人の自己実現を可能にする（技能的側面）

自分の考えを一方的に伝えるのではなく、自他の要求を共に満たせる解決方法を見出し、伝え合う、分かり合うためのコミュニケーション能力やそのための技能を育成することが重要である。

また、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志は、自らが一人の人間として大切にされているという実感が持てる環境の中で育まれる。一人一人が自分をかけがえのない存在として感じられるよう、学校や地域において、互いを信頼し受容し合える人間関係づくりを進めることが大切である。

※1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」

(4) 人権教育カリキュラムのさらなる充実に向けて

人権教育の推進にあたり、学校・園において策定した人権教育推進計画に基づいて、校・園内の推進組織や人権教育カリキュラムを見直し、組織的に取組を進めることが重要である。

人権教育カリキュラムの活用にあたって

人権教育カリキュラムでは、以下に示した項目について教職員間で共通認識を持ったうえで、就学前・小学校・中学校の期間において系統的な指導を推進する。

- 子どもの実態や、発達段階に応じた学年目標（目指す子どもの姿）が示されている
- 各教科や様々な活動等との関連を考慮しながらつきたい力が示されている
- 子どもにつきたい力が3つの側面でバランスよく整理されている
- 「メディア・リテラシー養成を通じた人権教育」や「子ども人権フォーラム」について、発達段階に応じてつきたい力がすべての学年に明記されている
- 個別的な人権問題について、解決に向けた取組が明確に位置づけられている

(5) 人権教育の指導内容の充実

① 「個別的な人権問題・様々な人権に係わる問題」に対する取組

「個別的な人権問題」とは、部落問題を解決するための教育や、障害者・外国人・子ども・女性の人権に係わる問題を解決するための教育のことをさす。また、「様々な人権に係わる問題」として高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレスの人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等がある。

これら「個別的な人権問題・様々な人権に係わる問題」に系統的に取り組むなかで、「偏見」や「固定的な見方」などが、どの人権問題にも共通する差別の構造であることに気付かせ、人権問題の解決に向けて必要なことを他の学びと関連させながら習得させる。

② 「子ども人権フォーラム」に対する取組

子ども人権フォーラムは、人権問題を自らの問題と捉え、自分はどんな行動をとることができるか等の意見を出し合い、なかまとともに解決に向けて行動できる「私」をつくることを目指すものである。

取組を進めるにあたっては、中学校区で「目指す子どもの姿」を共有し、内容を考えていく。

なお、実施にあたっては、児童会や生徒会、学年の代表者等が中心となって計画・運営（司会・進行）する。その際ICT機器を活用しての意見交流等を行うなどの工夫をする。実施後には、学校全体の学びとして他学年の児童・生徒等へ発信・交流を行い、実践に生かしていく。



③ 「メディア・リテラシー養成を通じた人権教育」に対する取組

インターネット上や各種メディア上の膨大な情報のなかには、差別や偏見につながるものや誹謗中傷、社会不安に起因するデマも含まれている。

情報を正しく見分け、主体的に読み解き、活用する力（メディア・リテラシー）を身に付けることで、SNS等での人権侵害についてどのように解決していくのかを考え、行動できる子どもの育成を目指す。

いじめや差別の被害者にも加害者にもならないために、「メディア・リテラシー養成を通じた人権教育」を、すべての学年の人権教育カリキュラムに位置づけて計画的に取組を進めていく。



(6) 教育活動全体で人権教育を行っていくために

教職員は、子ども一人一人の学校・園での姿に加え、生活背景を知ること、子どもや保護者の思いや願いを受けとめることを大切にしなければならない。また、日常の教育活動や生活場面（休み時間や清掃活動時等）において、言動に潜む決めつけや偏見に気付き、自らの教育課題や教育実践につなげる必要がある。そこで、「差別の現実から深く学ぶ」ことを大切にしてきた同和教育の理念や成果を継承・発展させ、人権が尊重されるような環境や雰囲気をつくれるよう、教育活動全体で人権教育の取組を進めていく。

① なかまづくりを進める中で

子どもが「学級の中で起きたことは自分と関係があること」と捉え、「自分たちの問題は、自分たちで解決する」という姿勢を育てる。互いの思いや願いを共有・共感できる居心地のよい学級をつくる。

② 自尊感情を高めるために

子どもが「自分は大切にされている」と実感できる場面を意図的につくとともに、個々の役割を果たす中で達成感を得られるようにする。

③ 家庭・地域との連携を通して

人権文化豊かな地域社会を構築していくために、学校・園が家庭、地域等と情報を共有しあったり、交流・参画しあう機会を持ったりして、人権教育の効果を高める推進体制を確立していく。

④ 中学校区の幼こ保小中^{※2}の連携を通して

子どもの成長・発達段階に即したカリキュラムの研究や授業公開等を行い、理解を深める。また、キャリア教育の視点を持って、子どもが自らの生き方を見つめ、未来を切り拓こうとする意欲と行動力を育てる。

⑤ 教職員の人権意識向上のために

教職員一人一人が人権問題に対する正しい認識を深め、差別解消に向けて取り組むために、人権侵害に気付き、その問題点を見抜く力を高めていく。しかし、「どんなことが差別にあたるか」「どこに差別があるか」を見きわめることは、経験年数の少ない教職員だけでなく、経験年数の多い教職員にとっても難しいことである。また、これまでの自分の経験や過去に学んだことのみで判断していると、差別や人権侵害を捉え損ねる可能性もある。さらに、自分が差別を受けると思っていない人権問題については、差別の存在や被差別当事者が被っている不利益や生きづらさによりいつそう気付きにくいことがある。

そこで、そうした差別の存在や被差別当事者の不利益、生きづらさに気付く力を身に付けていくために、校内での研修会等で「特権」^{※3}や「マイクロアグレッション」^{※4}という概念について積極的に取り上げ、教職員一人一人が学びを深めていくようにする。

※2 「幼こ保小中」…中学校区にある幼稚園・認定こども園・保育園・小学校・中学校

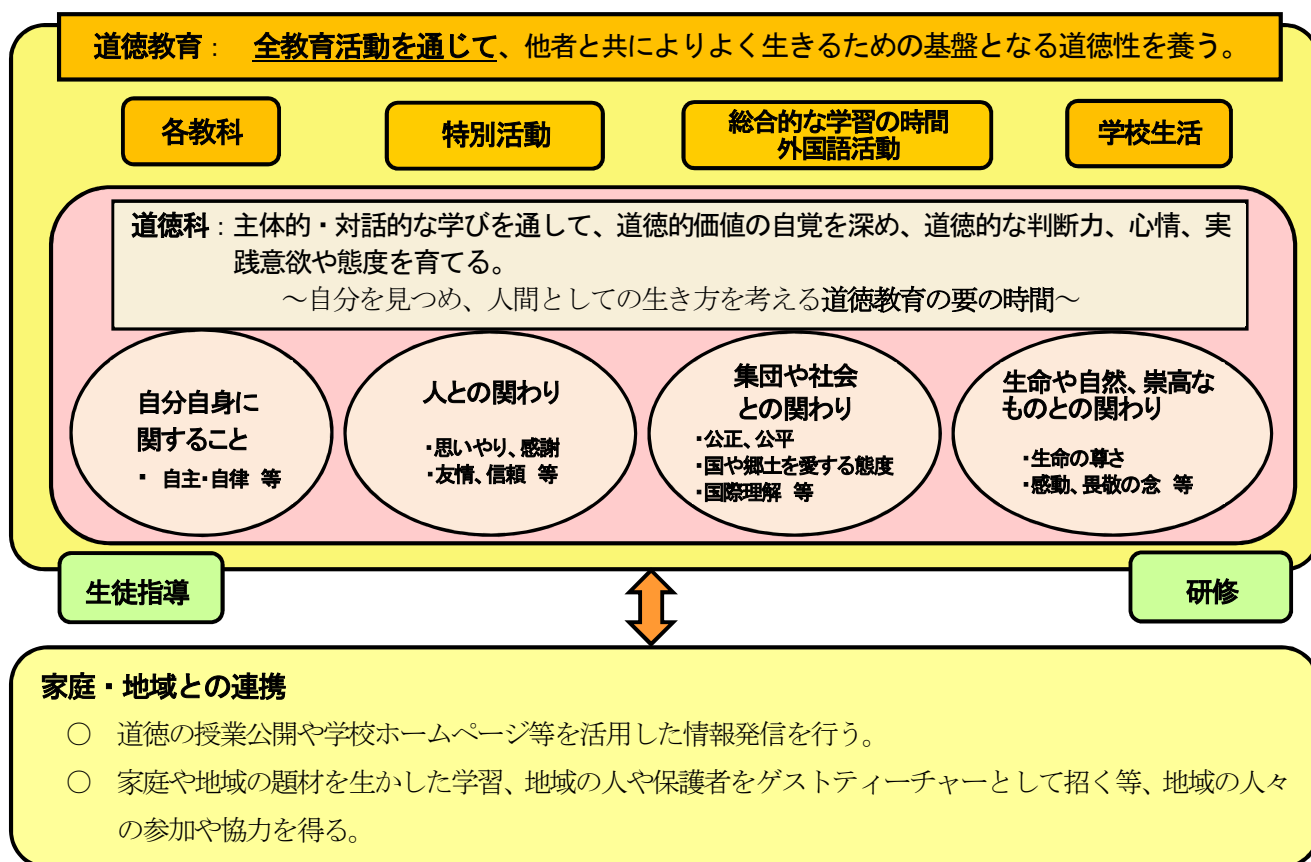
※3 「特権」…生まれながらの属性によって、努力せずに得ている有利さという意味で用いられる。この意味での「特権」は、社会におけるマジョリティ（多数）が被差別当事者の被っている不利益や生きづらさに気付き、それらと自分との関わりを考える手がかりとなる。

※4 「マイクロアグレッション」…する方には相手を傷つけたり差別したりする意図はないけれども、される方には『否定・侮辱・疎外』といったメッセージとなるような言動のことをいう。

2 道徳教育の充実

子どもが生命を大切にできる心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を育むために道徳教育の充実を図る。そのために、子どもたちが他者との関わりを通し、自分自身の考えを深めていく「考え、議論する道徳」を通して、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考える中で、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を育成する。

道徳教育は、道徳科の授業を要とし、学校の教育活動全体を通じて行うものである。発達の段階を考慮し、適切な指導を行うことで、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。



(1) 道徳教育全体計画及び年間指導計画の立案・改善

- ・ 年間指導計画は道徳教育全体計画に基づき、道徳科の授業を計画的、発展的に行うための指針となるよう作成する。また、道徳教育推進教師を中心とし、道徳科の授業と各教科・特別活動・総合的な学習の時間等との関連や家庭・地域との連携を考え、指導内容を効果的に配列する。
- ・ 授業を効果的に行うために、計画的に、年間指導計画の評価と改善を行う。
- ・ いじめの防止等はすべての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。道徳教育の指導内容が子どもの日常生活に生かされるようにする。
- ・ 情報モラル、科学の発展による生命倫理に関する問題や社会の持続可能な発展などの今日的な課題等については、自分との関わりで考えられるようにするとともに、多様な見方・考え方が理解できるようにする。
- ・ 学校教育全体において、豊かな体験活動の積み重ねを通して、子どもの道徳性が養われるように配慮する。

(2) 「考え、議論する道徳」の時間の充実

子ども一人一人が、ねらいに含まれる道徳的価値についての理解をもとに、自分自身を見つめ、他者の意見から物事を多面的・多角的に考え^{※1}、人間としてのよりよい生き方についての考えを深める学習展開にする。また、日々の教育活動全体を通して、教員と子どもの信頼関係や、聴き合い、話し合い、一人一人が互いに認め合える学級状況の実現を図り、道徳の時間に子どもが多様な考えを出すことができるクラスづくりをしていく。

【主体的・対話的で深い学びにするための道徳の指導の手立て】

① 道徳的価値の意義及びその大切さの理解を促す。

価値理解

人間としてよりよく生きるうえで大切なことであると理解すること

人間理解

道徳的価値は大切であっても、なかなか実現することができない人間の弱さなどを理解すること

他者理解

道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の考え方や感じ方は一つではなく、多様であると理解すること

② 「ねらい」に迫るための指導方法の工夫

- ・ 対話や議論の深まりで、道徳的価値に対する理解の深まりや変容を促す展開を工夫する。
- ・ 子どもの思考を予想しそれに沿った発問、考える必然性や切実感のある発問、物事を多面的・多角的に考える発問等、発問の工夫をする。
- ・ 読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習に留まらず、問題解決的な学習や、道徳的行為に関する体験的な学習を積極的に導入する。
- ・ 道徳的価値を自己との関わりにおいて捉え、自己を見つめる場面を設定する。
- ・ 意見の違いや多様さを対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりするなど、思考が深まるような板書を工夫する。

(3) 道徳教育と道徳科の評価

道徳教育の評価については、教員が子ども一人一人の人間的な成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、子ども自身が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるようにする。

【道徳科の評価において重視すべき点】

- ・ 個人内評価を記述で行うにあたっては、観察や会話、作文やノート、質問紙などを通して、子どもの道徳的価値の深まりや道徳性に係る成長の様子を把握する。
- ・ 子どもや保護者が、何を学び、どのように成長したかがわかる評価にする。
- ・ 子どもの学びや成長を「認め、励ます」評価にする。

① より多面的・多角的な見方へと発展しているか

- ・ 道徳的な問題に対する判断の根拠やその時の心情を様々な視点から捉え考えようとする。
- ・ 自分と違う意見や立場を理解しようとする。
- ・ 複数の道徳的価値の対立が生じる場面で取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしている。

② 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

- ・ 自分の生活や考えを見直している。
- ・ 登場人物を自分に置き換えて具体的にイメージして理解しようとしている。
- ・ 道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解を深めている。
- ・ 道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え、考えている。

道徳科の評価が、教員の指導方法の改善や充実に生かされ、子どもの成長につながるようにする

※1 多面的・多角的に考える・・・多面的に考えるとは、物事を様々な側面から考えること。多角的に考えるとは、一つの物事を異なった立場や視点で考えること。

3 読書活動の充実

「四日市市子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、生涯にわたる読書習慣の形成のため図書館・家庭・学校が連携し、進んで読書活動に取り組むことができる子どもの育成を図る。

また、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的・深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、子どもの自主的、自発的な学習活動や読書活動の充実を図る。

(1) 学校図書館の機能を生かした読書活動

① 子どもの豊かな心や人間性、教養、想像力等を育む「読書センター」としての機能

＜学校図書館司書・図書館ボランティアとの協働＞

- ・ 学校図書館司書の専門的な見地や図書館ボランティアの支援を生かし、子どもが落ち着いて読書できる、安らぎのある環境を整え知的好奇心を醸成する。
- ・ 司書教諭・図書館司書・図書館ボランティア等と連携し、図書館教育年間指導計画等の策定や運営を行う。

＜子どもの興味・関心を喚起し、主体的に本に関わる取組＞

- ・ 本の購入や新刊図書を紹介する際、子ども自らが本を選書するなど、主体的に本に関わる機会を作り、読書に対する興味・関心を高める。
- ・ 学校行事や学習内容、季節や時事問題等に関するコーナーを設置したり、読書意欲を喚起するようなブックトークをしたりして、家庭読書へとつなげる。



② 子どもの言語活動や探究活動を進める基盤となる「学習情報センター」としての機能

- ・ 子どもが目的に応じた本や資料などを選択し活用できるよう、本などの種類や配置、探し方について指導するとともに、図鑑や事典等を使った学び方（学校図書館を活用した情報リテラシー）を学校全体として計画的、体系的に指導する。
- ・ 書籍とタブレット端末等を組み合わせて使うなど、子どもが主体的に調べたり、対話したりしながら学びを深める場として学校図書館を活用し、情報の収集・選択・活用能力を育成する。
- ・ 単元の導入で教科の内容に関わるブックトークを図書館司書と連携して行うなど、学校図書館の本を活用し、学習への関心を高めるとともに、主体的に取り組む探究活動へつなげる。

(2) 創意工夫のある読書活動

① 子どもの思考力・判断力・表現力を高める読書活動（「1分間コメント」「ビブリオバトル」等の実施）

- ・ おすすめの本の紹介を原稿用紙や本の帯としてまとめ、班、学級、学年、全校などで発表する活動（1分間コメント）を行う。
- ・ 学校集会等で図書委員会等の発表者数名が数分程度で本を紹介し、参加者がどの発表者の本が一番読みたいかを投票する活動（ビブリオバトル）を行う。



② 本に親しみ、豊かな心を育む読書活動

- ・ 「読み聞かせ用図書」を利用し、朝の読書等で教員が読み聞かせを行う。
- ・ 担任以外の教員が朝の読書等でさまざまなジャンルの本の読み聞かせを行い、子どもの読書意欲を喚起させる。

③ 9年間を見据えた読書活動

- ・ 小学校で読んだ本の内容や冊数等を中学校へ引き継ぎ、小中連携した読書活動を行う。

(3) 市立図書館との連携

① 「なのはな文庫」の学校巡回や市立図書館の活用

- ・ 定期的な「なのはな文庫」、市立図書館の「自動車文庫」を活用し、子ども一人一人が本を手にとることができる読書環境を整備する。
- ・ 各教科で調べ学習を行うときなど、学校図書館の蔵書以外にも、「なのはな文庫特別セット」や「学習支援貸出」等、市立図書館の事業を活用し、子どもの学びを深める。

4 体力・運動能力の向上

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するため、どの子ども運動の特性に触れながら達成感や成就感が感じられる授業づくりを進め、発達段階や能力等に応じ、各種の運動を適切に行うことを通して様々な基本的な体の動きや技能を身に付け、結果として体力・運動能力の向上を図る。また、『する・みる・支える・知る』などの運動やスポーツとの多様な関わり方を踏まえた授業づくりや環境づくりを進め、運動やスポーツの価値や喜びに触れる機会を拡充することにより、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力の基礎を身に付けさせる。

(1) 運動好きの子どもを育てるための授業づくり

① 主運動とつながる！学びのはじまりとしての「新5分間運動」の活用

- ・ 授業の始めに「新5分間運動」を取り入れることにより、子どもたちが「体を動かす楽しさ」を感じられるようにするとともに、学びに対して主体的に取り組むことができるようにする。
- ・ 体育科（小）、保健体育科（中）の授業では、十分な運動量を確保し、子どもたちの体力・運動能力を向上させる。

令和2年度、四日市市運動能力・体力向上推進委員会が中心となり主運動と5分間運動のつながりという視点から従前の5分間運動を見直し、小学校体育科教育指導資料として「新5分間運動スタートブック」を作成



② 子ども達の心身の発達段階や能力、系統性を意識したカリキュラムの作成

〈発達段階を踏まえた指導内容の体系化〉

就学前	小学校	中学校
体を動かす楽しさや心地よさを実感できる遊びを通した多様な動きの経験・獲得	運動の楽しさや 喜びを味わうための各種の運動の基礎を養成	運動やスポーツとの多様な関わりの中で生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を養成

- ・ 生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育てる（豊かなスポーツライフの実現）ために、地域や学校の実態及び子ども達の心身の発達段階や能力を十分に踏まえ、指導内容を吟味し、関連付けてわかりやすいものにする（指導内容体系化）。
- ・ 体育科（小）、保健体育科（中）の内容構成をもとに、各学年の目標や授業時間数、単元配当等を適切に定める。
- ・ 学年を越えて、各運動領域を取り扱うタイミングやその指導方法等を揃えることで、それぞれの運動領域における指導の系統性を図る。（効果⇒運動時間の確保、指導者の指導方法の学年を越えた共有 等）
- ・ 小学校においては、副教材として配付した「体育の学習」も活用し、指導内容の充実を図る。
- ・ 『する・みる・支える・知る』などの運動やスポーツとの多様な関わり方を踏まえた授業づくりや環境づくりを進め、運動やスポーツの価値や喜びに触れることができる機会を保障する。
- ・ 『スポーツに対する興味・関心の向上、スポーツを楽しむ心の育成』『スポーツ及びオリンピック、パラリンピックの意義や歴史に関する学び』等のオリンピック・パラリンピックに関する指導を充実させる中で、子ども達の発達の段階に応じて、ルールやマナーを遵守することの大切さをはじめ、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう指導の改善を図る。

Ⅱ 心とからだの健全な育成

〈四日市市学校教育ビジョン 基本目標2-④〉

③ つけたい力を明確にした授業づくり

(例) ハードル走	
小学校5・6年	中学校1・2年生
【運動の特性】 リズミカルに走り越すこと	
【つけたい力の例】	【つけたい力の例】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の歩数でリズミカルにハードルを走り越すこと ・ 提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考にして見つけた仲間の動きの変化や伸びについて他者に伝えること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の歩数でリズミカルな走りから、なめらかにハードルを走り越すこと ・ 提示された動きのポイントやつまずきの事例を参考にして見つけた仲間の課題や出来映えを他者に伝えること 等

- ・ 各運動領域において、運動が有する特性を明確にするとともに、運動に関する「知識及び技能」、自己や仲間の課題発見・解決等のための「思考力、判断力、表現力等」といった、つけたい力を設定する。
- ・ 運動や健康に必要な知識及び技能の習得を図りながら、子どもたちの思考を深めるための発言を促したり、気付いていない視点を提示したりするといった、学びに必要な指導方法について工夫する。
- ・ 授業のはじめ（課題提示や新5分間運動など）、なか（運動量の確保や課題、運動の特性に応じた場やルールの設定など）、おわり（次の授業につながる振り返りなど）を意識した授業づくりを行う。
- ・ 学習者用タブレット端末を活用した動画撮影や遅延動画再生ソフト活用による動きの確認など、ICT機器を効果的に活用する。

④ 体力テストの全小中学校での経年実施と活用

- ・ 子どもや保護者が体力の状況の変化を把握することで、成長の喜びを感じ、生涯にわたって運動に親しむ姿につながられるようにする。
- ・ 体力テストを経年実施し、各校において体力向上に向けた目標設定や取組の指標を調査結果の変化をもとに設定する。
- ・ 本市の課題の一つである「50m走・立ち幅跳び」については、小中全学年で経年実施する。
- ・ 自己の体力の状況及びその変化を客観的に把握させ、運動への意欲の向上につなげる。そのため、「わたしの成長記録」や「体力認定証」等を積極的に活用する。
- ・ 各校において「みえ子どもの元気アップシート」を作成し、自校の子どもたちの体力の現状を把握し、今後の取組に生かす。
- ・ 小学校1・2年においては「体づくりの運動遊び」、小学校3～6年、中学校においては「体づくり運動」と関連づけた単元構成をする、体力向上週間を設定するなど、体育科の授業や学校行事で取り組むことができるよう工夫する。

(2) 主体的に運動に親しむことができる環境づくり

- ・ 体育の授業以外にも、年間を通して体力の向上を図るため、休み時間等を活用し、全校での運動や運動遊び等を計画的に実施する。また、子どもが触れたいくなるような教具を活用したり、掲示物やカード等を用いて遊びの紹介を行ったりして、子どもが意欲的に運動遊びに親しめるよう環境を整える。
- ・ 中学校の運動部の活動内容を工夫し、体力を高め、スポーツに親しめるようする。
- ・ 運動に関する知識・技能・指導力等を備えた地域の指導者を積極的に活用する。
- ・ 学校だよりや学校ホームページ、学校運営協議会等において、体力向上の取組や現状、体づくりの大切さについて発信する。

5 健康教育の推進

教育活動全体を通じて、個人生活における健康・安全に関する知識を理解させるとともに、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成する。

(1) 保健の授業（小学校は保健領域、中学校では保健分野）の充実

小学校保健領域				中学校保健分野		
第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	第1学年	第2学年	第3学年
健康な生活	体の発育・発達	心の健康 けがの防止	病気の予防	心身の機能の発達と心の健康		
				健康な生活と 疾病の予防	傷害の防止	健康と環境
(2学年間で8時間程度)		(2学年間で16時間程度)		(3年間で48時間程度)		

【小学校学習指導要領解説体育編、中学校学習指導要領解説保健体育編から】

① 有効な人材を活用した授業づくり

- 学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）や関係機関（保健所や医療機関など）の人材を積極的に活用し、授業の充実を図る。

② 他教科・領域との関連の整理及び指導内容の充実

- 教科等横断的に、健康を取り上げ、計画的・効果的に指導を進める。
例) 生活科、総合的な学習の時間、特別活動、道徳、理科、技術家庭科等との関連を図る。
- 実践的な理解が得られるように工夫する。例) 体験活動（実習・実験等）や調査活動などを取り入れる。
- 運動と健康との関連を図る指導をすすめ、相互の関わりについて具体的な考えが持てるようにする。
- 自らの健康を適切に管理していく力の育成について、発達段階に応じて、計画的・系統的に学習を進める。また、保護者の理解を得ることに配慮する。
例) 性に関する指導、年齢に伴う変化や個人差、思春期の体の変化、心と体の相互の関わり など
- がん教育では、疾病そのものを正しく理解できるようにするとともに、がん向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成する。
- 外部講師や出前講座を活用し、知見を生かした指導の充実を図る。
例) 薬物乱用防止教室、がん教育、SC、YESnet・性感染症予防・生命及び性に関する出前講座 など

③ 必要な情報及び作成した教材・教具などの共有化

- 収集した健康情報や、作成した教材・教具は全職員で共有し、必要に応じて活用できるように整備する。また、校内掲示やICT機器を活用して、各学年での学習内容の共有を図る。

(2) 個別及び集団の健康課題に応じた取組の充実

① 校内体制の整備

- 学級担任、保健体育科の担当教員、養護教諭、栄養教諭などによる指導体制を整備し、学校保健年間計画、食に関する指導計画、学校安全年間計画に基づいた指導を計画的かつ継続的に行う。

② 日常的な保健指導の実施

- 子どもへの日常的な指導を通して、正しい生活習慣の定着や健康の保持増進について指導する。
- 新型コロナウイルス感染症予防で身に付けた習慣を、アフターコロナでの日常生活にも生かせるよう継続的に指導する。

③ 家庭・関係機関などとの連携

- 学校保健委員会や保護者懇談会などで情報提供や意見交流などを行うことにより、家庭・地域との一層の連携を図る。
- 学校三師、保健安全に関する関係機関の人材を学校保健委員会や保護者懇談会で積極的に活用する。

【学校保健委員会開催の流れ】※学校保健計画に位置付け、見直しをもって年間計画を立てる

計 画	準 備	実 施	事後活動
<ul style="list-style-type: none"> 組織づくり 年間計画の作成 職員会議での提案及び協議 関係者との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 期日や課題の決定 関係者への連絡 運営の役割分担 資料や運営案作成 当日の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 会場の設営 提案、報告、発表 参加者による協議 	<ul style="list-style-type: none"> 記録の整理と報告 (教職員・保護者・児童生徒等) 関係者の取組 反省と評価 次年度に向けて

6 食育の推進

生涯にわたって望ましい食習慣を身に付けるため、教育活動全体を通して、子どもの食生活に対する関心を高めるとともに、食に関する正しい知識を身に付けさせ、自己管理能力を育成する。

(1) 指導体制の整備

- ・ PDCAサイクルによる全体計画及び年間指導計画の作成と実践の充実を図るため、食育を推進する委員会等を明確にし、食育担当者を中心とした推進体制を整える。
- ・ 全体計画及び年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じた組織的・計画的な推進を図るため、家庭（技術・家庭）科、生活科、体育（保健体育）科等の各教科や、特別活動、総合的な学習の時間及び給食の時間等、教科の枠組みを越えた横断的な視点で組み立てる。
- ・ 学びの一体化を通して、就学前から中学校卒業までの切れ目のない連続した指導の充実を図る。

(2) 指導内容の充実

① 教科等における指導

- ・ 食に関する内容は、各教科等の具体的な学習内容と関連付けながら、教科等横断的な指導を行う。授業では、次の6つの「食育の視点」を位置づけて実施する。

食育の視点					
食事の重要性	心身の健康	食品を選択する能力	感謝の心	社会性	食文化
・ 重要性 ・ 喜び ・ 楽しさ	・ 栄養 ・ 食事のとり方 ・ 自ら管理	・ 自ら判断できる能力	・ 食べ物や食料生産者等への感謝の心	・ 食事のマナー ・ 人間関係形成能力	・ 食にかかわる歴史 ・ 地域の産物

〈食に関する指導の手引 文部科学省 平成31年3月第二次改訂版より〉

- ・ タブレット端末等のICT機器を積極的に活用し、食に関する課題解決学習を効果的に行う。
例①：個別学習・・・給食の献立の中で家族に紹介したい献立アンケートを表計算ソフトで集計し、その結果から自分の考えをまとめる。
例②：協働学習・・・栄養バランスのよい朝食の献立を考えるため、各自で食材やその調理法についてタブレット端末の付箋上に意見を書く。次に、それぞれの画面を合体し、一つの大きな画面にして、付箋のデータを行き来させながら、食材の手に入りやすさや調理時間等の新たな視点で、整理し直す。
- ・ 生産者等の専門性を生かす授業や、栽培・調理等の直接の体験活動など、関係機関や地域と連携した指導を、栄養教諭とともに体系的・継続的に実施できるよう工夫する。
- ・ 食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）、四日市ふるさと給食の日（12月）、全国学校給食週間（1/24～1/30）には、学校保健委員会と連携した健康集会の実施など、全校的な食育の取組を展開するとともに、家庭や地域へ情報発信を行う。

② 給食の時間における指導

- ・ 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、手洗い、配膳方法、箸の使い方、食事マナーなどを体得させる。
- ・ 郷土に関する献立、地場産物や旬の食材を取り上げ、地域の自然や文化、産業等への理解を深める等、学校給食を生きた教材として活用する。
- ・ 給食だよりや給食指導資料等を効果的に活用する。